

# 岩手県文化芸術振興審議会委員公募要項

## 1 概要

岩手県文化芸術振興審議会は、知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興基本条例（以下「条例」という。）第21条の規定により設置されています。

- (1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及び条例の規定によりその権限に属せられた事項
- (2) (1)に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

本審議会は、平成20年5月に初めて設置されて以来、これまで8期16年にわたって上記事項に関する調査審議を行ってきました。

現在の第8期審議会委員の任期満了に伴う第9期審議会委員の選定を行うに当たり、当該委員の1人を公募により選定しようとするものです。

## 2 募集人数

1人

## 3 役割

岩手県文化芸術振興審議会において、本県の文化芸術の振興に関する意見を述べていただきます。なお、審議会の委員数は、条例第22条第1項の規定により16名以内となります。

## 4 任期（予定）

令和6年11月1日から令和8年10月31日まで

## 5 報酬等

審議会に出席していただいた際に、県の規定により報酬及び旅費を支給します。

## 6 応募できる方

- (1) 県内に在住する20歳以上（令和6年4月1日現在）の方。
- (2) 現在、岩手県職員でない方。
- (3) 盛岡市内で開催する審議会に出席可能な方（審議会は年2回程度）。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

応募の際は、次の書類を提出してください。

- ア 岩手県文化芸術振興審議会委員応募申込書（別紙）
- イ 作文（「岩手県の文化芸術振興についての考え」を記載したもので、600～800字程度）  
（任意様式）

### (2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

### (3) 提出・お問い合わせ先

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県文化スポーツ部文化振興課（文化芸術担当）  
電子メールアドレス：AK0002@pref.iwate.jp 電話：019-629-6288

### (4) 応募期間

令和6年8月27日（火）～令和6年9月10日（火）17時【必着】

## 8 選考及び結果通知

提出書類を審査のうえ、決定します。選考結果は、10月上旬までに応募者全員にお知らせします。提出書類は返却しません。